

(別 紙)

立地計画書への意見

(仮称) 富士川町開発計画

- 本件計画には農地転用許可申請が必要であることから、転用事業の確実性について富士川町農業委員会と事前に十分な協議を行うこと。また、計画地内で耕作する農家への対応及び計画地周辺の農家への影響等についても併せて同委員会と十分な協議を行うこと。

- 立地により交通量の増加が見込まれることから、生活環境の保持のため、必要な駐車台数の確保、車両の来退店経路の設定、駐車場の構造や出入口の位置等について十分に検討し、円滑な入出庫及び周辺道路における新たな交通渋滞の発生の回避に努めること。